

《子育て支援医療》よくある質問とその答え

(受給者証)

Q それぞれの受給者証はどう違うのですか？

A ○子育て支援医療費受給者証 (白色)

《入院》出生から中学校卒業まで対象

《外来》出生から3歳のお誕生日の月末まで、1日生まれは前月末まで

…京都府内医療機関で時間内、時間外を問わず使用できます。

小学生・中学生は入院時に交付の申請をしてください。

○子ども医療費受給者証 (さくら色)

《外来》3歳から就学前まで対象

…京都府内医療機関で時間内、時間外を問わず使用できます。

○まいづる小学生医療受給者証 (オレンジ色)

《外来》小学生対象

…舞鶴市内の医療機関の時間内診療のみ使用できます。時間外の受診および舞鶴市外では使えません。その場合は、いったん3割負担していただくことになります。

Q 府内(小学生は市内)医療機関の窓口では、この受給者証だけを提示すればよいのですか？

A この受給者証は、保険診療に係る自己負担分の一部を助成するためのものですから、受給者証と併せて「健康保険証」の提示が必要です。

(払い戻しの手続き)

Q 京都府外(小学生は「時間外」や「市外」)で受診した場合や、中学生の外来で1か月1,500円以上(※)かかった場合はどうすればよいのですか？

A 後日、市役所に申請していただければ、払い戻しを受けることができます。必要なものは、領収書、保険証、振込口座番号のわかるもの、窓口に来られる方の本人確認のできるもの(免許証等)です。

中学生のお子さまの医療費を申請される場合は、必ず保険証も確認させてください。

(※) R1年8月診療分までは1ヶ月3,000円以上

R1年9月診療分から1ヶ月1,500円以上

Q 以前の医療費は返金されないのですか？

A 制度に該当していれば、支払日から5年間申請できます。

Q 領収書を失くしてしまったのですが、申請できますか？

A 領収書がなければ、申請できません。(領収書の再発行をしてもらえる場合がありますが、手数料が必要な場合があります。)

Q 払い戻しの申請は受診のたびにする必要があるのでですか？

A 返還する金額は月ごとに計算します。申請できるのは、支払日から5年以内ですから、数か月分まとめて申請いただくことも可能です。なお、まとめて申請された場合、最終受診月から約3か月後に合算して支払うこととなりますので、ご了解願います。

Q 「選定療養費」「予防接種」「健診費用」「歯科矯正」は、費用がかかりますが、払い戻しの対象となりますか？

A 保険適用外はこの制度の対象とはなりません。

(調剤薬局での一部負担)

Q 府外(小学生は市外)医療機関の処方箋により、府内(小学生は市内)調剤薬局で調剤を受ける場合は、自己負担額はどうなりますか？

A 受給者証を提示すれば、自己負担額なしとなります。

Q 逆に府内(小学生は市内)医療機関の処方箋により府外(小学生は市外)調剤薬局で調剤を受ける場合はどうなりますか？

A いったん2割負担(小学生は3割負担)となり、後日申請により全額償還払いとします。

(小学生：市内医療機関での時間外診療)

Q 土曜日にも開業している医院では、土曜日は3割負担となるのですか？また、「日曜に来るように」と医師から指示された場合も時間外扱いとなるのですか？

A 「時間内」とは、各医院で決められている診療時間内を意味します。土曜、日曜日に開業しておられれば「時間内」となり、受給者証が使えます。

また、特別に時間外や日曜などにも開業された場合は、医院の判断で「時間内」としていただく場合もあり得ますので、その際にはそれぞれの医院にお問合せ願います。

Q 個人病院から医療センターや共済病院へ緊急に転院となる場合、夜間であれば、受け入れ先では、「時間外」扱いとなるのですか？

A 外来診療のみであれば、「時間外」となりいったん3割負担してもらうこととなりますが、そのまま入院となれば京都府の制度が適用になり、月200円の自己負担となります。その場合は、「子育て支援医療受給者証(白色)」が必要ですので、交付を受けていないお子様は、市役所で手続きをお願いします。

Q 休日急病診療所を受診した場合は、「時間内」となるのですか？

A 「時間内」となりますので、受給者証が使えます。